

■本人確認書類

【A】写真付きの次のもの

- マイナンバーカード 運転免許証 旅券（パスポート）
- 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの） 在留カード 特別永住者証明書
- 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 一時庇護許可証または仮滞在許可書

【B】次のもので「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもの

- 資格確認書 介護被保険者証 各種年金証書 生活保護受給者証 児童扶養手当証書
- 特別児童扶養手当証書 医療受給者証（こども医療など） 母子健康手帳（出生届出済証明欄に公印有）
- 社員証 学生証 預金通帳 海技免状 電気工事士免状 無線従事者免許証
- 動力車操縦者運転免許証 運航管理者技能検定合格証明書 猟銃・空氣銃所持許可証
- 特殊電気工事資格者認定証 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証 船員手帳
- 航空従事者技能証明書 宅地建物取引士証 戦傷病者手帳 教習資格認定証
- その他
 - 学校名が記載された各種書類等（在学証明書など）
 - 官公署がその職員に対して発行した身分証
 - Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類

※いずれも有効期限がある書類の場合は、有効期限内のものに限ります。

※当日転入・転居の届出をされた方を除き、現住所への書き換えがされていない書類では受付できません。

■申請者が15歳未満、あるいは、申請者が成年被後見人の場合は、親権者あるいは後見人の本人確認書類と、その資格を証明する書類が必要です。必ず原本をご持参ください（コピー不可）。

【申請者が15歳未満の場合】

親権者の本人確認書類および、戸籍謄本などの親権者であることを証明する書類を提示していただく場合があります。ただし、本籍地が東広島市内であるなど、親権者であることをこちらで確認できる場合は、戸籍謄本などの証明書類の提示を省略できます。

【申請者が成年被後見人の場合】

成年後見人の本人確認書類および権限確認書類（登記事項証明書）の成年後見人であることを証明する書類を提示していただく必要があります。